別紙１０（水利施設整備事業に係る取扱い）

第１　事業の内容等

１　別紙９（以下「運用」という。）第１の２の(3)の「地域用水機能」とは、かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水等をいう。

２　運用第１の２の(4)の「流域水質保全機能増進型」の実施にあたっては、かんがい用水である農業用水が有する地域用水機能のうち、特に水質浄化機能の維持増進に資するものとする。

３　運用第１の２の(5)のイの「排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするもの」とは、次のものをいう。

(1) 排水施設と一体としての機能を有するもの

(2) 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めることとなるもの

(3) 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの

４　運用別表の区分の欄の２の水利区域内集積促進事業（以下「集積促進事業」という。）の事業種類の欄の(1)のアの指導事業（以下「指導事業」という。）の内容は、以下に掲げるとおりとする。

(1) 集積促進事業の啓発普及

(2) 集積促進事業の実施状況の確認及び報告

(3) 集積促進事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(4) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行う運用別表の区分の欄の２の事業種類の欄の(1)のイの調査・調整事業（以下「調整事業」という。）又は市町村が行う運用別表の区分の欄の２の事業の種類の(2)の高度経営体集積促進事業（以下「高度経営体集積促進事業」という。）若しくは要綱別表の区分の欄の２の事業種類の欄の(3)の耕地利用高度化推進事業（以下「耕地高度化事業」という。）に関する助言又は指導

５　指導事業は、運用別表の区分の欄の１の事業（以下「生産基盤整備事業」という。）の開始年度の前々年度から運用第３の４の(1)の農用地利用集積促進用排水施設整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業の完了後にあっては、調整事業又は耕地高度化事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

６　調整事業の内容は、以下に掲げるとおりとする。

(1) 関係農家の意向調査活動

(2) 土地利用調整活動

(3) 農用地流動化についての関係機関との調整活動

(4) 農業機械の利用再編に関する活動

(5) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(6) 農業生産法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(7) その他農用地流動化に関係する調査・調整活動

７　調整事業は、生産基盤整備事業の開始年度の前々年度から集積促進整備計画に定め

る目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業の完了後にあっては、集積促進整備計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める高度経営体（運用第２の６の(7)のアの高度経営体をいう。以下同じ。）の経営等農用地（運用第２の６の(5)の経営等農用地をいう。以下同じ。）のうち、集積団地要件（運用第２の６の(5)の集積団地要件をいう。以下同じ。）を満たす農用地の面積の割合が当該事業の完了時から3.5パーセントポイント以上増加すること（中山間地域特例（運用第２の６の(6)及び(7)のウにおいて、担い手農地面的集積率に替えて担い手農地利用集積率の要件を中山間地域において適用することをいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、集積促進整備計画における目標年度において、当該事業の受益面積に占める高度経営体の経営等農用地の割合が当該事業の完了時から５パーセントポイント以上増加すること）が確実と見込まれる場合に限って実施することができるものとする。

８　高度経営体集積促進事業は、高度経営体の育成及び高度経営体への農用地の集積の促進に資するものになるよう配慮するものとする。

９　耕地高度化事業の内容は、以下のとおりとする。

(1) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
(2) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
(3) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
(4) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
(5) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
(6) 転作後に必要な田面整地作業
(7) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

10　耕地高度化事業は、生産基盤整備事業の開始年度の翌年度から集積促進整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

11　運用第１の２の(7)のアの「機能保全計画」は、別記様式第１号により次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果
(2) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果
(3) 劣化原因究明のための構造物の監視
(4) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

12　運用第１の２の(7)のイの「機能保全計画等」とは、運用第１の２の(7)のアに基づいて策定する機能保全計画、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年４月１日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知）別紙４の基幹水利施設保全型、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領（平成23年４月１日付け22農振2243号農林水産省農村振興局長通知）別紙４の基幹水利施設保全型、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年４月１日付け21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知。以下「農山漁村地域整備交付金実施要領」という。）別紙４の基幹水利施設保全型、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年１月16日付け23予635号）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年１月16日付け23予636号）の別添１－４の基幹水利施設保全型又は国営造成水利施設保全対

策指導事業実施要綱（平成15年４月1日付け14農振第2527号農林水産事務次官依命通知）に従って策定する機能保全計画をいう。

13　運用第１の２の(7)のウの「緊急補修工事等」は、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1) 現地仮復旧

(2) 機能回復を行う緊急補修工事

14　運用第１の２の(8)のアの「機能保全計画」は、別記様式第１号により次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

(2) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

(3) 劣化原因究明のための構造物の監視

(4) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）の概要

15 運用第１の２の(8)のイの「機能保全計画等」とは、運用第１の２の(8)のアに基づいて策定する機能保全計画、第２の７の(3)に基づいて策定する機能保全計画、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４の地域農業水利施設保全型又は東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年１月16日付け23予635号）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年１月16日付け23予636号）の別添１－４の地域農業水利施設保全型に従って策定する機能保全計画をいう。

16　事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

第２　事業の実施要件

１　運用第１の２の(2)の農業用水再編対策型

(1) 運用第２の２の(4)の農業用水再編対策協議会は、事業の実施に係る区域ごとに次の各号に掲げる者の中から都道府県知事（以下「知事」という。）が選定する者をもって構成されるものとする。

ア　かんがい施設の整備の事業主体及び土地改良区等受益者団体

イ　新規利水事業の事業主体

ウ　都市開発事業計画等が運用第３の１の農業用水再編対策基本計画（以下「再編対策計画」という。）の内容に含まれることが見込まれる場合には、その事業主体

エ　関係市町村

オ　その他知事が必要と認める者

２　運用第１の２の(3)の地域用水機能増進型

(1) 土地改良区又は市町村は、本事業の区域に１つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会を設置するものとする。

ア　事業実施主体

イ　市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）

ウ　土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）

エ　都道府県土地改良事業団体連合会

オ　その他土地改良区又は市町村が必要と認める者

(2) 地域用水対策協議会の活動は、次の各号に掲げる内容を主たるものとする。

ア　地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整

イ　土地改良区又は市町村が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

3　運用第１の２の(4)の流域水質保全機能増進型

(1) 土地改良区又は市町村は、本事業の区域に１つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会を設置するものとする。

ア　事業実施主体

イ　市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）

ウ　土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）

エ　都道府県土地改良事業団体連合会

オ　その他土地改良区又は市町村が必要と認める者

(2) 地域用水対策協議会の活動は、次の各号に掲げる内容を主たるものとする。

ア　地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整

イ　土地改良区又は市町村が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

4　運用第１の２の(5)の排水対策特別型

(1) 運用第２の５の(2)の「事業の実施に必要な調査」とは、排水対策基盤整備調査実施要領（平成11年３月19日付け11構改Ｃ第75号農村振興局長通知）による調査又はこれと同程度と認められる調査をいう。

(2) 運用第２の５の(3)のイの「常時地下水位が高い水田」とは、地下水位が田面から夏期においておおむね50センチメートル未満又は冬期においておおむね70センチメートル未満の位置にある水田をいう。

5　運用第１の２の(6)の水利区域内農地集積促進型

(1) 運用第２の６の(1)の関連基幹事業は、以下に掲げるすべての要件を満たすものとする。

ア　国又は都道府県が事業実施主体となって行う土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項第１号に掲げる農業用用排水施設の新設又は変更を内容とする事業であること。

イ　末端支配面積要件が設定されている事業であること。

ウ　防災を目的とした事業でないこと。

(2) 運用第２の６の(2)の着手年度とは、土地改良事業計画書に記載された工事の着手年度のことをいい、完了年度とは、完了公告日（土地改良法第113条の２に規定される工事を完了した旨の公告を行う日のことをいう。）が含まれる年度のことをいう。

(3) 運用第２の６の(3)の連続性とは、同じ用水系統又は同じ排水系統にあることをいう。

(4) 運用第２の６の(5)の農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体（以下「担い手」という。）は、以下に掲げるものとする。なお、それぞれの地域の実情を勘案できるものとする。

ア　農業者（農業生産法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号。以下「経営基盤強化法」という。）第12条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は以下に掲げるすべての要件を備えていること。

(ｱ) 専ら主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること。）。

(ｲ) その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

(ｳ) 事業完了時における経営等農地の面積（農業生産法人にあっては、経営等農地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、事業実施地区外の農地も含めおおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して都道府県知事は予め地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

(ｴ) 事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

イ　生産組織の場合

以下に掲げるすべての要件を備えていること。

(ｱ) 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械及び施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

(ｲ) 主たる従事者の中に、アの(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす者がいること。また、事業完了時において、(7)の「基幹ほ場３作業」についてそれぞれのオペレーターの作業面積（生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。）がアの(ｳ)に定める基準を超えていること。

(ｳ) 事業完了年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

ウ　集落営農の場合

事業完了年度までに特定農業団体（経営基盤強化法第23条第４項に定める特定農業団体をいう。以下同じ。）又は以下に掲げるすべての要件を満たす組織となることが確実と見込まれること。

(ｱ) 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する

事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

(ｲ) 組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業生産法人となることに関する計画であって、以下に掲げるすべての基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

① 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して５年を経過する日以前であること。

② 当該団体が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

③ 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、当該団体がオに規定する農地の利用の集積の目標を定める区域に係る市町村の基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

④ 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

(ｳ) その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担していること。

(ｴ) その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

(ｵ) 基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して５年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の３分の２以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稲については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、２分の１以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

エ 法人(農業生産法人を除く。)の場合

当該事業の事業完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

オ その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

(5) (4)の「地域の実情を勘案」とは、事業実施区域に係る市町村の基本構想における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。

(6) 運用第２の６の(5)の経営等農用地は、所有権若しくは利用権（経営基盤強化法第４条第３項第１号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（「基幹ほ場３作業」の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

(7) (4)のイの(ｲ)及び(6)の「基幹ほ場３作業」とは、稲作にあっては以下に掲げるもののうち農業者が主なものとして選択する３つの作業とし、畑作にあっては①、③又は④のうち農業者が主なものとして選択する２つの作業とし、その他特別な栽培手法

によるもの等にあっては畑作の選択方式に準じて取り扱う作業とする。

① 耕起

② 代かき

③ 田植え又は播種

④ 収穫

(8) 運用第２の６の(5)の「農村振興局長が別に定める集積団地要件」は、同一の担い手の経営等農用地であって北海道では1.5ヘクタール、都府県では１ヘクタール（知事が予め各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有するものをいう。

この場合において、２つ以上の農用地であって、以下のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続することに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

① ２つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

② ２つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

③ ２つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

④ 段状をなしている２つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

⑤ ２つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

⑥ その他、本事業趣旨に照らして実施主体が適当であると認めるもの

(9) 運用第２の６の(6)及び(7)のウの「中山間地域」とは，中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第38号農林水産事務次官依命通知）第４の１に規定する地域とする。

(10) 運用第２の６の(7)のアの「農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体」は、本事業に係る担い手であって、かつ、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

① 一定規模（都府県にあっては４ヘクタール、北海道にあっては10ヘクタール）以上の経営等農用地を集積するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者

② 市町村基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者

③ 特定農業団体等であって、７ヘクタール（(9)で定める中山間地域にあっては４ヘクタール）以上の経営等農用地を集積する者

④ 品目別経営安定対策の対象者

⑤ その他市町村長が特に認める担い手

(11) (10)の①及び②の「対象農地を農地として利用」とは、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、経営基盤強化法第27条の２第１項の規定による市町村長からの通知を受け、かつ、同条第２項の期限内に農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合における当該通知に係る農地等がないことをいう。

(12) (10)の①及び②の「国が定める環境規範」とは、環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年３月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）の別添１の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」をいう。

(13) (10)の④の「品目別経営安定対策の対象者」とは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第２号の要件を満たす者及び同規則第43条第２号の要件を満たす者をいう。

(14) 運用第２の６の(8)の「農村振興局長が別に定める要件」は、事業採択時における当該事業の受益面積から担い手農地面的集積面積を除いた面積に対する、事業採択時から集積促進整備計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地のうち、集積団地要件を満たす農用地の面積の割合（以下「高度経営体面的集積向上率」という。）が15%以上となることとする。ただし、中山間地域特例を適用した場合にあっては、事業採択時における当該事業の受益面積から担い手の経営等農用地の面積を除いた面積に対する、事業採択時から集積促進整備計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「高度経営体集積向上率」という。）が20%以上となることとする。

6　運用第１の２の(7)の基幹水利施設保全型

(1) 運用第２の７の(2)の「実施方針」については、別記様式第２号により作成するものとする。

(2) 実施方針は、策定後５年以内に見直しを行うものとする。

7　運用第１の２の(8)の地域農業水利施設保全型

(1) 運用第２の８の(2)の実施方針は、必要に応じて都道府県土地改良事業団体連合会の知見を活かしつつ、別記様式第３号により作成するものとする。

(2) 実施方針は、毎年度更新を行い、計画的な事業実施に努めるものとする。

(3) 運用第１の２の(8)のイの事業は、運用第１の２の(8)のアの事業を実施していない場合であっても実施できることとするが、その場合の機能保全計画（運用第２の８の(4)の「機能保全計画」）の作成は、別記様式第４号により作成するものとする。

第３　計画の作成

1　再編対策計画は、別記様式第５号によるものとする。

2　再編対策計画を策定する場合にあっては、知事は運用第２の２の(4)に定める農業用水再編対策協議会の助言を得るものとする。

3　運用第３の２の地域用水環境整備計画（以下「環境整備計画」という。）は、別記様式第６号によるものとする。

4　土地改良区又は市町村は、環境整備計画を作成するに当たっては、運用第２の３の(4)に規定する地域用水対策協議会の意見を聴くものとする。

5　運用第３の３の「地域水田農業ビジョンに即した水田の利活用計画」とは、地域の実情に応じた畑地化計画、又は普通畑、樹園地、輪換畑等への転換計画とする。

6　集積促進整備計画の様式は、別記様式第７号によるものとする。

7　運用第３の５の(1)の「保全整備事業計画書」は、別記様式第８号によるものとする。

8　運用第３の５の(2)の「事業計画の概要」は、別記様式第９号によるものとする。

9　運用第３の５の(2)及び(3)の「機能保全計画等の概要」は、別記様式第10号によるものとする。

10　運用第３の６の「地域農業水利施設保全整備事業計画書」は、別記様式第11号によ

るものとする。

11　運用第３の７の「農業農村基盤整備実施計画地区概要表」は、別記様式第12号によるものとする。

12　運用第３の「事業計画概要書」の作成については、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農林省農地局長通知）によるものとする。ただし、運用第２の７の基幹水利施設保全型及び運用第２の８の地域農業水利施設保全型に係る土地改良事業計画の概要及び土地改良事業計画は、これにかかわらず、別記様式第13号及び別記様式第14号によるものとする。

第４　計画の変更等

１　運用第４の１の「別に定める場合」とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 受益面積の10パーセント以上の増減

(2) 主要工事計画又は合理化水量の著しい増減

(3) 補助対象事業費の変更であって、10パーセント以上の増減（労賃又は、物価変動によるものを除く。）

２　運用第４の１の申請については、知事は別記様式第15号による事業計画等変更申請書に変更後の再編対策計画を添付して地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長。）に申請するものとする。

３　運用第４の２の報告については、別記様式第16号により行うものとする。

４　運用第４の３の「別に定める変更」とは、次に該当するものとする。

(1) 運用第１の２の(7)のアに規定する機能保全計画の策定における、水路延長の20パーセント以上の増減又はダム、頭首工、用排水機場、用排水樋門等の施設数の20パーセント以上の増減

(2) 運用第１の２の(7)のイの事業のうち令50条第１項第１号の２に掲げる都道府県営事業として実施しない場合における、新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合

(3) 当初計画にない緊急対応を実施する場合

(4) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

５　運用第４の３の「保全整備事業計画変更手続報告書」については、別記様式第17号により行うものとする。

６　運用第４の４の「別に定める変更」とは、次に該当するものとする。

(1) 運用第１の２の(8)のアに規定する機能保全計画の策定における、水路延長の20パーセント以上の増減又はダム、頭首工、用排水機場、用排水樋門等の施設数の20パーセント以上の増減

(2) 運用第１の２の(8)のイの事業における、水路延長の20パーセント以上の増減又は頭首工、用排水機場、用排水樋門等の施設を新たに追加する場合若しくは対象外とす

る場合

(3) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減(公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)

7　運用第４の４の「地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書」については、別記様式第18号により行うものとする。

8　運用第４の４の「知事の承認」については、別記様式第19号により行うものとする。

第５　事業の達成状況報告

1　運用第５の１の水田利活用の実績の報告は、事業完了後速やかに、別記様式第20号により行うものとする。

2　運用第５の２の事業の達成状況の報告は、生産基盤整備事業の完了年度の３月末日までに、別記様式第21号により行うものとする。

3　運用第５の３の事業実施結果の報告は、事業実施年度の翌年度の６月末日までに、別記様式第22号により行うものとする。

4　運用第５の４の事業実施結果の報告は、事業実施年度の翌年度の６月末日までに、別記様式23号により行うものとする。

第６　助成

1　指導事業の助成は、整備事業の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

2　調整事業の助成は、４の限度額の範囲内において、整備事業の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

3　調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。

(1) 60ヘクタール未満の場合にあっては、1,500千円

(2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあっては、2,000千円

(3) 200ヘクタール以上の場合にあっては、4,000千円

4　第２の５の(14)の高度経営体面的集積向上率の確認（中山間地域にあっては、高度経営体集積向上率の確認とすることもできる。）は、整備事業の完了年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までのいずれかの年度において行うものとする。

5　高度経営体集積促進事業の助成は、６の限度額の範囲内において、４の確認を行った年度の翌年度に、又は翌年度及び翌々年度の２箇年度に分けて、行うものとする。

6　集積促進事業の助成の限度額は、整備事業の総事業費に以下の助成割合を乗じて得た額とする。

(1) 高度経営体面的集積向上率を用いた場合

ア　高度経営体面的集積向上率が15%以上20%未満の場合にあっては、0.020

イ　高度経営体面的集積向上率が20%以上27.5%未満の場合にあっては、0.030

ウ　高度経営体面的集積向上率が27.5%以上35%未満の場合にあっては、0.040

エ　高度経営体面的集積向上率が35%以上40%未満の場合にあっては、0.050
オ　高度経営体面的集積向上率が40%以上45%未満の場合にあっては、0.060
カ　高度経営体面的集積向上率が45%以上50%未満の場合にあっては、0.070
キ　高度経営体面的集積向上率が50%以上の場合にあっては、0.075

(2) 高度経営体集積向上率を用いた場合

ア　高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあっては、0.020
イ　高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあっては、0.025
ウ　高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあっては、0.030
エ　高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあっては、0.035
オ　高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあっては、0.040
カ　高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあっては、0.045
キ　高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあっては、0.05

7　耕地高度化事業の助成は、８の限度額の範囲内において、整備事業の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

8　耕地高度化事業の助成の限度額は、整備事業の総事業費の２%に相当する額とする。

第７　その他

1　本事業で整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

2　第６の６及び８の「整備事業の総事業費」のうち、整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、集積促進事業及び耕地高度化事業の助成の限度額算定にあたっては留意されたい。

3　事業の実施にあたっては、都道府県は、可能な限り事業費単価の低減に努めるものとする。

4　集積促進事業及び運用第１の２の(7)から(9)の事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。

別記様式第１号

地区名	地区

機能保全計画

平成　　年　　月

○○県、○○市、○○町、○○村

＜機能保全計画　目次＞

１．施設現況調書

（１）事業の状況

①完了地区、②実施中の地区

（２）施設管理状況及び課題

２．施設機能診断

（１）施設機能診断調査

（２）施設機能診断評価

３．対策工事

（１）対策工法

（２）対策時期

（３）機能保全コスト算定

（４）施設機能監視計画

別記様式第２号

○○県　基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針

１．事業実施期間　H○○年度～H○○年度

２．対象施設

(1)選定の基準、根拠

(2)対象施設一覧※1

地区名※2	施設名	造成年度	種類※3	規模※4	水路延長※5	管理主体	備考

※１：必要に応じて項目数を増減させること。
※２：地区とは、事業申請を行う（予定の）地区等
※３：種類とは、ダム、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設
※４：規模とは、ダムは貯水量（千m^3）、頭首工は取水量（m^3／ｓ）、用水機場及び排水機場は揚水量（m^3／ｓ）、樋門及び水路は通水量（m^3／ｓ）
※５：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

(3)施設数計

種類	ダム	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
施設数 延　長	個所	個所	個所	個所	個所	個所 ｋｍ	個所	個所 ｋｍ

３．事業の進め方

※地区設定の方法、年度計画、方針策定後５年間の計画策定の推進目標（最低でも５０％とする）等について記載すること。

別記様式第３号

○○県　地域農業水利施設保全対策実施方針

１．対象期間　H○○年度～H○○年度（５年間）

２．対象施設

(1)選定にあたっての基本的考え方

(2)機能保全計画策定施設一覧

施設名	所在地	造成年度	受益面積	種類	規模	対象延長	管理主体	実施主体	実施年度

(3)対策工事施設一覧

施設名	所在地	造成年度	種類	規模	対象延長	実施主体	実施年度	対策工事の概要

注１：種類とは、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設
注２：規模とは、頭首工は取水量（m^3／ｓ）、用水機場及び排水機場は揚水量（m^3／ｓ）、樋門及び水路は通水量（m^3／ｓ）
注３：対象延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

(4)施設数計

種類	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
(施設数)	個所	個所	個所	個所	個所(km)	個所	個所
H○○年度							
H○○年度							
H○○年度							
H○○年度							
H○○年度							
実施済み							

３．事後保全に関する実施方針

(1)対象とする施設

(2)事後保全の必要が生じた際の調整方針

別記様式第４号

機能保全計画（○○地区）

施設No.○○

<table>
<tr><td rowspan="4">施設現況</td><td>施設名称</td><td colspan="2">造成工期</td><td>受益面積</td><td>造成事業</td><td>施設管理者</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>着工</td><td>完成</td><td>ｈａ</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>構造等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td></td><td>規格・規模</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">機能診断調査</td><td>文献等の調査</td><td colspan="5">（経過年数やこれまでの補修履歴、日常管理の内容等を記載）</td></tr>
<tr><td>現地の調査</td><td colspan="5">（目視調査、ひび割れ調査、圧縮強度調査等のその内容及び結果を記載）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">機能診断評価</td><td>劣化の要因</td><td colspan="5">（劣化が認められる箇所について、どのような要因が考えられるか推測）</td></tr>
<tr><td>健全度の評価</td><td colspan="5">（診断箇所毎に、Ｓ５～Ｓ１の評価や採点結果を記載）</td></tr>
<tr><td>劣化の見込み</td><td colspan="5">（健全度が異なる箇所毎に、このままでは何年後に下の健全度に劣化するかを、周辺施設の状況や劣化曲線等から予測）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">機能保全対策</td><td>対策工法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対策時期</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対策工法の選定根拠</td><td colspan="5">（検討した対策案の中から、どうしてその対策を選定したかをストックマネジメントの観点を踏まえて記載）
※この対策が一番有効であるという根拠が分かるように</td></tr>
<tr><td>今後の監視計画</td><td colspan="5">（機能診断や対策工事を経て、今後、どの箇所のどこに注目して、どれくらいの頻度で施設の監視を行っていくかを記載）</td></tr>
</table>

別記様式第５号

農業用水再編対策基本計画

１　地域の利水をめぐる状況

２　地域の利水に関する将来構想
（１）基本方針
（２）水需要の将来予測
（３）水源開発及び水利権取得計画

３　農業用水の再編構想
（１）基本方針
（２）現況の農業用水の利水状況
（３）農業用水需要の将来予測
（４）必要水量の検討
（５）水利調整計画

４　施設整備の概要
（１）農業水利施設の整備状況
（２）必要水量の確保に必要な施設の整備計画
（３）費用負担の考え方
（４）施設の管理の考え方
（５）関連事業計画等

５　その他関連する事項

別記様式第６号

地 区 名	地区
作成年月	年　　月

地域用水環境整備計画
○　○　地　区

平　　成　　年　　月
○○県○○土地改良区（市町村）

＜地域用水環境整備計画　目次＞

１　地区概要表
２　地域の所在及び現況
(1) 所　　在
(2) 地域の概要
① 地域の地勢及び社会条件
② 市町村等における地域開発等の方向
(3) 農業用水の成立過程
① 農業用水の歴史的経緯
② 整備状況
(4) 現況の地域用水機能
① 地域用水機能の概要
② 施設タイプごとの地域用水機能の概況
③ 管理体制
３　地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
(1) 基本方針
(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方
４　施設の整備等の構想及び基本計画
５　事業実施計画
(1) 事業実施計画
(2) 指標等
① 地域用水機能存在指標（現況）
② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）
６　関連事業
７　添付図面
(1) 地域用水環境整備現況図
(2) 地域用水整備構想図
(3) 地域用水機能効果算定図（現況）
(4) 地域用水機能効果算定図（計画）

地域用水環境整備計画

1　地区概要表

<table>
<tr><td colspan="2">都道府県名</td><td colspan="2"></td><td>地区名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">関係市町村名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域の概要</td><td>地理的条件</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>農業状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">計画対象面積</td><td>全体</td><td>水田</td><td>畑</td><td>その他農用地</td><td>農用地以外</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">人口・戸数</td><td></td><td>総人口</td><td>農家人口</td><td>総戸数</td><td>農家戸数</td><td></td></tr>
<tr><td>実　数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>構成比</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">農業基盤整備状況</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8">地域用水機能の増進のための方策</td><td rowspan="2">地域用水機能</td><td>現況</td><td></td></tr>
<tr><td>目標</td><td></td></tr>
<tr><td>施設整備</td><td></td></tr>
<tr><td>配水操作</td><td></td></tr>
<tr><td>維持管理</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">機能の増進</td><td>存在要件</td><td></td></tr>
<tr><td>増進効果</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

2　地域の所在及び現況

(1) 所　在

都道府県名	市町村名	土地改良区名

(2) 地域の概要

① 地域の地勢及び社会条件

② 市町村等における地域開発等の方向

(3) 農業用水の成立過程

① 農業用水の歴史的経緯

② 整備状況

事　業　名	工　期	受益面積	整　備　内　容

(4) 現況の地域用水機能

① 地域用水機能の概要

② 施設タイプ毎の地域用水機能の概況

1) 景観・生態系保全機能または親水機能を有する施設

2) 流雪用水機能を有する施設

3) 防火用水機能を有する施設

4) 生活用水機能を有する施設

施　設	施設の状況		機能の状況				管理の状況		備　考
	施設構造	状　況	ｱｸｾｽ	水路状況	水位変動	水質	管理者	状　況	

③ 管理体制

3　地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

(1) 基本方針

(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方

機　　能	基本的考え方	施設整備の考え方	配水管理の考え方
生活用水機能 防火用水機能 景観保全機能 消流雪用水機能			

4　施設の整備等の構想及び基本計画

施　設	機能の類別	機能の増進目標		整備する施設の概要		予定管理者	備　考
		現　況	目　標	構　造	数　量		

5　事業実施計画

(1) 事業実施計画

ア．事業実施主体

イ．総事業費

ウ．予定工期

エ．予定費用負担割合

(2) 指標等

① 地域用水機能存在指標（現況）

幹線名	支線名	水路延長	存在割合（%）	地域用水機能存在延長（m）					備　考
				景観保全	流雪用水	防火用水	生活用水	合計	
○○○用水路	○○○支線	1,000	40	100	200	150	100	400	（記入例）
合　　計									

注１：地域用水機能存在延長の合計は各機能の重複部分を除く。
注２：存在要件達成型の場合は、計画についても作成すること。

② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）

幹線系統名	幹･支線名	地域用水機能名	機能番号	現況（計画）における地域用水機能発揮に係る指標別評価													備考
				評価値				係数				算定値					
				アクセス指標 A	水路状況指標 B	水位変動指標 C	水質指標 D	延長 a	戸数 n	密度 a'	換算距離 a*a'	アクセス指標 A*a*a'	水路状況指標 B*a*a'	水位変動指標 C*a*a'	水質指標 D*a*a'	計	
○○幹線	○○支線	防火用水	防-1	1	1	5	-	200	4	0.1	20	20	20	100	-	140	記入例
○○幹線	××支線	景観保全	景-1	1	1	5	4	1500		1.0	1500	1500	1500	7500	6000	16500	記入例
○○幹線	××支線	生活用水	生-1	2	1	5	5	1	2	10.0	10	20	10	50	50	130	記入例
合　　計																	
		景観保全															
		流雪用水															
		防火用水															
		生活用水															

6　関連事業

7　添付図面

(1) 地域用水環境整備現況図

(2) 地域用水環境整備構想図

(3) 地域用水機能効果算定図（現況）

(4) 地域用水機能効果算定図（計画）

別記様式第７号

農用地利用集積促進用排水施設整備計画書

１　地区の現況

<table>
<tr><td>都道府県名</td><td></td><td>地区名</td><td></td><td>受益面積</td><td></td><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>地形・地質・土壌・気象</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">地域農業概要</td><td colspan="2" rowspan="2">専兼業別
農家戸数</td><td>専業</td><td>１種
兼業</td><td>２種
兼業</td><td>計</td><td colspan="2">平均農家所得
（平成　　年）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>農業所得</td><td>千円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">１戸当たり
平均耕地面積
（ha）</td><td>水田</td><td>普通畑</td><td>樹園地</td><td>その他</td><td>計</td><td>農外所得</td><td>千円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>計</td><td>千円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主要作物作付面積</td><td>作物名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>延作付面積
(ha)</td><td>土地利用率
(%)</td></tr>
<tr><td>作付面積
(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>単位収量
(kg/10a)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域指定等</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

２　課題及び整備方針

<table>
<tr><td rowspan="2">関連基幹事業の概要</td><td>事業実施主体</td><td>事業実施期間</td><td>事業内容</td><td>総事業費</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域農業の現状と課題</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>農用地の集積目標等</td><td colspan="4">○○集積率　○○%→○○%
集団団地要件の定義：○ha以上</td></tr>
<tr><td>地域農業の振興方向と整備方針</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

3　生産基盤整備事業の概要

区　分 事業名	整備内容	備　　考
農業用用排水施設整備事業		

区　分 事業名	面　　積　(ha)					備　　考
	田	普通畑	樹園地	その他	計	

4　担い手への農用地集積計画

区　　分	農用地 面　積 (ha) A	担い手の所有面積のうち面的集積面積 (ha) B	担い手への使用収益権面積のうち面的集積面積(ha)				担い手への基幹ほ場３作業受託面積のうち面的集積面積 (ha) D	担い手への面的集積面積(ha) E＝B＋C＋D	農用地面積に占める担い手への面的集積率 (%) E／A
			経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第３条による賃借権設定	その他	計 C			
現況（a)									
１年度目									
２年度目									
３年度目									
４年度目									
５年度目									
事業完了時　(b)									
b - a									

注１：計画において生産組織及び集落営農により面的集積を行う場合は、オペレーターの所有耕地及び賃借権等設定値を含めて基幹ほ場３作業受託で整理を行い記入する。

注２：中山間地域特例を適用する場合は、区分の行の「担い手の所有面積のうち面的集積面積」を「担い手の所有面積」、「担い手への使用収益権面積のうち面的集積面積」を「担い手への使用収益権面積」、「担い手への基幹ほ場３作業受託面積のうち面的集積面積」を「担い手への基幹ほ場３作業受託面積」、「担い手への面的集積面積」を「担い手への利用集積面積」、「農用地面積に占める担い手への面的集積率」を「農用地面積に占める担い手への利用集積率」とする。

5　担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農業生産法人		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注１：担い手の区分欄については、別紙１０の第２の５の（４）のアからオまでの規定に基づいて記載するものとする。
注２：その他法人とは、別紙１０の第２の５の（４）のエに該当するものとする。

6　水利区域内集積促進事業の概要

（１）全体計画

別紙９別表の区分の欄の２の事業種類の欄の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注１：別紙９別表の区分の欄の２の水利区域内集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。
注２：「別紙９別表の区分の欄の２の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合は各々について記入する。
注３：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。
注４：計画の内容は、地域の実情を勘案し、高度経営体の育成及び高度経営体への農用地の面的集積の促進に資するものとする。

（２）高度経営体の育成計画

区　　分	品目別対策対象者				一定規模以上の認定農業者		過半の農業所得を確保する認定農業者		左記以外の特定農業	その他市町村長が特に認める担い手			計
	認定農業者		特定農業団体等（団体数）	その他						認定農業者		特定農業団体（団体数）	
	農業者（人）	法人（法人数）			農業者（人）	法人（法人数）	農業者（人）	法人（法人数）		農業者（人）	法人（法人数）		
計画時（○年度）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
生産事業完了時（○年度）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
目標年度（○年度）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

注１：別紙９別表の区分の欄の２の水利区域内集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

（３）高度経営体への農用地集積計画

区　　分	農用地面積(ha) A	高度経営体の所有面積のうち面的集積面積(ha) B	高度経営体への使用収益権面積のうち面的集積面積(ha)				高度経営体への基幹ほ場３作業受託面積のうち面的集積面積(ha) D	高度経営体への面的集積面積(ha) E=B+C+D	農用地面積に占める高度経営体への面的集積率 E／A(%)
			経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第３条による賃借権設定	その他	計 C			
事業実施前（○年度）									
整備事業完了時（○年度）									
要件達成確認時（○年度）									
目標年度（○年度）									

注１：別紙９別表の区分の欄の２の水利区域内集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。
注２：複数の高度経営体を育成する場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。
注３：「要件達成確認時」とは、別紙１０の第６の４の確認を行う年度とする。
注４：中山間地域特例を適用する場合は、区分の行の「高度経営体の所有面積のうち面的集積面積」を「高度経営体の所有面積」、「高度経営体への使用収益権面積のうち面的集積面積」を「高度経営体への使用収益権面積」、「高度経営体への基幹ほ場３作業受託面積のうち面的集積面積」を「担い手への基幹ほ場３作業受託面積」、「高度経営体への面的集積面積」を「高度経営体への利用集積面積」、「農用地面積に占める高度経営体への面的集積率」を「農用地面積に占める高度経営体への利用集積率」とする。

別記様式第８号

保全整備事業計画書（〇〇地区）

１．機能保全計画の策定

(1)対象施設一覧※1

施設名	造成年度	種類※2	規模※3	水路延長※4	管理主体	備考

※１：必要に応じて項目数を増減させること。
※２：種類とは、ダム、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設
※３：規模とは、ダムは貯水量(千m^3)、頭首工は取水量（m^3/ｓ)、用水機場及び排水機場は揚水量（m^3/ｓ)、樋門及び水路は通水量（m^3/ｓ）
※４：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

(2)施設数計

種類	ダム	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
施設数 延長	個所	個所	個所	個所	個所	個所 ｋｍ	個所	個所 ｋｍ

２．対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要

３．緊急対応の実施

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要

４．事業費

区　　分	事　　業　　費	備　　考
１．機能保全計画の策定	千円	
２．対策工事	千円	
３．緊急対応の実施	千円	
計	千円	

５．計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

注１）実施方針（別記様式第２号）を添付すること。
注２）対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画等の概要（別記様式第10号）を添付すること。

別記様式第９号

○○地区　事業計画の概要

地区名		局名	
都道府県名		事業主体	

関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期
	水田	畑	計			
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ～

現況（事業の必要性）	（対象施設の状況、補強工事等の必要性等について具体的に記載する。）

対象施設概要	名称	主要諸元	受益面積	基本事業計画		
				造成工期	造成工事費	受益面積
	○○ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等	ha	年度 ～	千円	ha
	○○頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等				
	○○機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等				
	○○幹線水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等				

施設整備計画	（機能保全対策工事の規模、工法等について記載する。）

事業費	種目	数量	金額	備考

基本事業の概要	事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期
			水田	畑	計		
			ha	ha	ha	千円	年度
	計画の概要						

対象施設の管理状況	施設名	管理費（最近１０ヵ年平均）			管理事業計画の概要
		水管理費	整備補修費	計	
		千円	千円	千円	計画確定年月日 管理受託者 費用負担区分

<table>
<tr><td rowspan="2">関連事業</td><td>事　業　名</td><td>工　　期</td><td>受益面積</td><td>総事業費</td><td>前年度までの進捗率</td><td>本事業との関連性</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>法　手　続
予　定　表</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>図　面　等</td><td colspan="6">1　一般計画平面図（５万分の１地形図）
2　主要対策工事図面
3　基本事業概要図</td></tr>
</table>

（注）基本事業とは本事業による機能保全対策工事の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。

別記様式第10号

機能保全計画等の概要

<table>
<tr><td rowspan="6">1 施設の概要</td><td>施設名称</td><td colspan="2">造成工期</td><td>受益面積</td><td>造成事業</td><td>施設管理者</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>着工</td><td>完成</td><td>ｈａ</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>施設構造</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>施設規模</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>事業実施理由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">2 調査結果概要</td><td>予備調査結果概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>一般調査結果概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>詳細調査結果概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>診断結果</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3 機能保全対策概要</td><td>対策工法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対策時期</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対策費用</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">4 機能保全コスト</td><td>機能保全コスト</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>コスト削減効果※</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

※コスト削減効果については、従来の対応を採った時と比較して、本事業によるコスト削減効果を記入する。

別記様式第11号

地域農業水利施設保全整備事業計画書（○○地区）

１．工期

２．機能保全計画の策定

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	管理主体	実施年度

注１：種類とは、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設
注２：規模とは、貯水量(千m^3)、頭首工は取水量（m^3/ｓ)、用水機場及び排水機場は揚水量（m^3/ｓ)、樋門及び水路は通水量（m^3/ｓ）
注３：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

３．対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	実施年度

４．事業費

区　　分	事　　業　　費	備　　考
１．機能保全計画の策定	千円	
２．対策工事	千円	
計	千円	

６．計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

注１）実施方針（別記様式第３号）を添付すること。
注２）対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画（別記様式第１号又は第４号）を添付すること。

別記様式第12号

農業農村基盤整備実施計画地区概要表

<table>
<tr><td>地 区 名</td><td colspan="2">○○第○地区(○○○○)</td><td>都道府県名</td><td>○○○県</td><td>計画主体</td><td>○○○県</td><td rowspan="4">計画構想</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="4">○○○県○○○○市○○○○町○○○○</td><td>調 査 費</td><td>24,000千円</td></tr>
<tr><td>調査目的</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>地域の現況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">調査及び調査費</td><td colspan="2" rowspan="2">調 査 項 目</td><td rowspan="2">数 量</td><td colspan="4">調 査 費（千円）</td><td rowspan="4">概要図</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>国 費</td><td>県 費</td><td>市町村費他</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別記様式第13号

事業計画概要書

第１章　目　　的

事業の目的を簡潔に記載する。

第２章　地域の所在地及び現況

地域の所在及び地積、機能保全対策工事の対象となる施設の状況並びに機能保全対策工事の必要性について記載する。

第３章　施設整備計画

機能保全対策工事の内容について記載する。

第４章　費用の概算

総額のみ記載する。

第５章　効　　用

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

第６章　他の事業との関係

基本事業及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

第７章　計画概要図

５万分の１地形図に記載する。

別記様式第14号

事業計画書

第１章　目　　的
第２章　地域及び地積
　第１節　地　域
　第２節　地　積
第３章　対象施設の状況
　第１節　用水施設
　　１　ダ　ム
　　２　頭首工
　　３　揚水機場
　　４　幹線用水路
　　５　その他かんがい施設
　第２節　排水施設
　　１　水　門
　　２　排水機場
　　３　幹線排水路
　　４　その他排水施設
　第３節　その他の施設
第４章　施設整備計画
　第１節　要　旨
　第２節　用水施設
　　１　ダ　ム
　　２　頭首工
　　３　揚水機場
　　４　幹線用水路
　　５　その他かんがい施設
　第３節　排水施設
　　１　水　門
　　２　排水機場
　　３　幹線排水路
　　４　その他排水施設
　第４節　その他の施設
第５章　工事の着手及び完了の予定時期
第６章　環境との調和への配慮
第７章　工事費の総額及び内訳
第８章　効　用
第９章　関連する事業
　　１　基本事業
　　２　維持管理事業
　　３　その他の関連事業
第10章　計画図面
　　１　現況平面図
　　２　計画平面図
　　３　主要工事図面

別記様式第15号

番　　号
年　月　日

農林水産省地方農政局長　殿
［北海道にあっては農林水産省農村振興局長 ］

都道府県知事名

農業用水再編対策基本計画変更申請書

下記地区について、農業用水再編対策基本計画の変更を行ったので、再編対策計画を添えて申請いたします。

記

地　区　名	総　事　業　費	備　　考
	千円	

別記様式第16号

番　　号
年　月　日

農用地利用集積促進用排水施設整備計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長　殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長　〕

都道府県知事名

〇〇地区について、農用地利用集積促進用排水施設整備計画の変更を行ったので、下記資料を添付して報告します。

記

農用地利用集積促進用排水施設整備計画

都道府県　名	地 区 名	所　在　地	受益面積	総事業費	備　考
			ha	百万円	

別記様式第17号

保全整備事業計画変更手続報告書

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事

〇〇地区について、保全整備事業計画を変更したので、下記資料を添付して申請します。

記

１　地区名

２　事業計画書（変更）
※変更に係る項目については上段カッコ書きで変更前を記載する。

別記様式第18号

地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書

番　　号
年　月　日

都道府県知事　殿

事業実施主体の代表者　印

〇〇地区について、地域農業水利施設保全整備事業計画を変更したので、下記資料を添付して申請します。

記

地区名
１　事業計画書（変更）
２　機能保全計画（追加分）

※変更に係る項目については上段カッコ書きで変更前を記載する。

別記様式第19号

地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認書

番　　号
年　月　日

事業実施主体の代表者　殿

都道府県知事　印

平成○○年○○月○○日付け○○第○○号で申請のあった下記地区について、事業計画の変更を承認する。

記

1　○○地区

別記様式第20号

地方農政局長
農村振興局長　殿

都道府県知事名

水田利活用実績報告書

別紙のとおり水田利活用の実績を報告する。

別　紙

県　名	地　区　名	関係市町村名	工　期	受　益　面　積（ha）				水田の利活用	水田の利活用	備　　考
				田	畑	その他	計	計 画 面 積	実 績 面 積	
				(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	

別記様式第21号

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長
国土交通省北海道開発局長　経由
農林水産大臣　　殿

都道府県知事名

水利区域内農地集積促進整備事業達成状況報告書

下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1　整備事業の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

（注）「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、水利区域内集積促進事業及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の名称を記入する。

2　事業達成状況

（1）担い手への農用地集積の実績

区　　分	農用地 面　積 (ha) A	担い手の所有面積のうち面的集積面積 (ha) B	担い手への使用収益権面積のうち面的集積面積（ha）				担い手への基幹ほ場３作業受託面積のうち面的集積面積 (ha) D	担い手への面的集積面積 (ha) E=B+C+D	農用地面積に占める担い手への面的集積率 （%） E/A
			経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第３条による賃借権設定	その他	計 C			
事業実施前									F
計　　画	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　) G1
増加ポイント G1-F									(　　)
○○年度まで									G2
増加ポイント G2-F									

注１：中山間地域特例を適用する場合は、区分の行の「担い手の所有面積のうち面的集積面積」を「担い手の所有面積」、「担い手への使用収益権面積のうち面的集積面積」を「担い手への使用収益権面積」、「担い手への基幹ほ場３作業受託面積のうち面的集積面積」を「担い手への基幹ほ場３作業受託面積」、「担い手への面的集積面積」を「担い手への利用集積面積」、「農用地面積に占める担い手への面的集積率」を「農用地に占める担い手への利用集積率」とする。

（２）高度経営体への農用地集積の実績

区　　分	農用地面積 (ha) A	担い手への面的集積面積 (ha) B	高度経営体の所有面積のうち面的集積面積 (ha) C	高度経営体への使用収益権面積のうち面的集積面積（ha）				高度経営体への基幹ほ場３作業受託面積のうち面的集積面積 (ha) E	高度経営体への面的集積面積(ha) F=C+D+E	農用地面積に占める高度経営体への面的集積率 （%） F/A	高度経営体面的集積向上率 (該当年度F-事業実施前F)/(事業実施前A-事業実施前B) （%）
				経営基盤強化法の賃借権設定	農地法第３条による賃借権設定	その他	計 D				
事業実施前										G	
計　　画	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　) H1	
増加ポイント H1-G											
○○年度まで										H2	
増加ポイント H2-G											

上段(　)：生産基盤整備事業等の完了時、下段：水利区域内集積促進事業の目標年度、

注１：水利区域内集積促進事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注２：複数の高度経営体を育成している場合は、各々の高度経営体ごと及び合計について本表を作成する。ただし、「高度経営体面的集積向上率」は、合計の表にのみ記入する。

注３：中山間地域特例を適用する場合は、区分の行の「高度経営体の所有面積のうち面的集積面積」を「高度経営体の所有面積」、「高度経営体への使用収益権面積のうち面的集積面積」を「高度経営体への使用収益権面積」、「高度経営体への基幹ほ場３作業受託面積のうち面的集積面積」を「高度経営体への基幹ほ場３作業受託面積」、「高度経営体への面的集積面積」を「高度経営体への利用集積面積」、「農用地面積に占める高度経営体への面的集積率」を「農用地に占める高度経営体への利用集積率」とする。

（３）担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農業生産法人		うち認定農業者		生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注１：担い手の区分欄については、別紙１０の第２の５の（４）のアからオまでの規定に基づいて記載するものとする。

注２：その他法人とは、別紙１０の第２の５の（４）のエに該当するものとする。

（４）高度経営体育成の実績

区　　分	品目別対策対象者				一定規模以上の認定農業者		過半の農業所得を確保する認定農業者		左記以外の特定農業	その他市町村長が特に認める担い手			計
	認定農業者		特定農業団体等（団体数）	その他						認定農業者		特定農業団体（団体数）	
	農業者（人）	法人（法人数）			農業者（人）	法人（法人数）	農業者（人）	法人（法人数）		農業者（人）	法人（法人数）		
計画時													
目標													
実績（○○年度まで）													

注１：別紙９別表の区分の欄の２の水利区域内集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

別記様式第22号

平成○○年度　保全整備事業実績報告書

番　　号

年　月　日

農林水産省○○農政局長　殿

（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事

下記のとおり事業を実施したので、報告します。

記

１．地区名　　○○地区

２．機能保全計画策定施設調書

（施設一覧※1）

施設名	造成年度	種類※2	規模※3	水路延長※4	管理主体	備考

※１：必要に応じて項目数を増減させること

※２：種類とは、ダム、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

※３：規模とは、ダムは貯水量(千m^3)、頭首工は取水量（m^3/ｓ)、用水機場及び排水機場は揚水量（m^3/ｓ)、樋門及び水路は通水量（m^3/ｓ）

※４：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

（施設数計）

種類	ダム	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
施設数 延長	個所	個所	個所	個所	個所	個所 ｋｍ	個所	個所 ｋｍ

３．対策工事実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	事業費

４．緊急対応実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要	事業費

５．事業収支決算書

(1) 収入の部

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備　考
国庫補助金				
都道府県費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備　考
機能保全計画策定費				
対策工事費				
緊急対応費				
計				

別記様式第23号

地域農業水利施設保全整備事業実施状況報告書

番　　号

年　月　日

都　道　府　県　知　事　　殿

（農林水産省農村振興局長　地　方　農　政　局　長）　殿

事業実施主体の代表者　印

（都道府県知事）　印

下記のとおり事業を実施したので、報告します。

記

１．機能保全計画策定施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	管理主体	備考

注１：種類とは、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

注２：規模とは、頭首工は取水量（m^3/ｓ)、用水機場及び排水機場は揚水量（m^3/ｓ)、樋門及び水路は通水量（m^3/ｓ）

注３：水路延長とは、水路の場合は延長（ｋｍ）、水路以外は空欄

２．対策工事実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	事業費

注４：都道府県知事の報告については、複数の地区をまとめて記載しても可

３．事後保全調書

事後保全調書

平成　○○　年度　　○○　　県

地区名	施設の所在地	施設の受益面積(ha)

＜対象施設の概要＞

施設名称（分類）	諸元（材種、寸法）	造成年	造成事業	施設管理者

＜事故の概要＞

事故の経緯（発見時期、事故の状況、影響、原因の推定）

施設位置図	施設状況写真

＜工事の概要＞

工　種	内　　容	工事費（千円）
計		

＜負担区分内訳（千円）＞

国費	都道府県費	市町村費	受益者

６法指定地域等	
特記事項	